

出席委員 尾崎委員長 高川副委員長 吉森委員 安達委員 谷崎委員 水橋委員
大浦委員 青山委員 竹原委員 原委員 岩城委員 古沢委員 開田委員
中川委員

欠席委員 なし

説明のため出席した者 水野市長 柿沢副市長 上田教育長 石川総務部長 石川
健康福祉部長 黒川産業民生部長 岩城建設部長 上田教
育委員会事務局長 高倉総務課長 長崎財政課長 小川医
療保健課長 櫻井商工企画課長 荒俣上下水道課長

職務のため出席した事務局職員 石井局長 中田局長補佐

午前10時00分開会

尾崎委員長 ただいまから予算特別委員会を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりです。

日程第 1、付託案件、議案第 3 号 令和 7 年度滑川市国民健康保険事業特別会計予算
の審査に入ります。

なお、付託されました予算案については全体委員会で説明を受けております。よって、
当委員会での説明はしないことにいたしますが、当局から追加して説明があればお願い
いたします。

（特になし）

尾崎委員長 それでは、これより質疑に入ります。

滑川市国民健康保険事業特別会計予算について、質疑のある委員、追加で説明を求め
たい委員は、挙手の上、発言願います。

古沢委員 ちょっと確認と言うとあれなんですけど、予算書で言うと 164 ページの、一般会
計繰入金のうちの第 2 節の未就学児均等割保険税繰入金です。

これは市の負担分ということだと思うんですけども、これはこのままなもんだろうと
は思いますが、多分、市長会その他から、この分について全額国費で見るべきではない
のかみたいな主張をしておられたのではなかったかなと思うんですけど、違いますかね。
していないか。

水野市長 すみません。私、そこは認識不足でありまして、ちょっと1回確認をさせていただければと思います。

古沢委員 ぜひお願いします。

これは私の意見ということになってしまうんだけど、地方に半分、確か半分だと思うんですよ、半分持たせるというのは、これは筋が違うんじゃないかなというふうに思っていますので、引き続き、国保全体に対する国からの繰入れといいますか、3,400億円だったと思うんですけど、これをさらに増やさないと。

さっきの雑談の中でも出ていましたけど、国保の負担は重いんだということを、国保になられて初めて気づく方がとても多いんですけど、実態はそうなんだということを、市長会をはじめ地方団体からぜひ声を上げていってほしいと思っております。

これは意見とお願いになりますが、よろしくお願いします。

水野市長 了解しました。

地方団体なので、全国市議会議長会の話なので、そろえてやっていけるかなと思いますので、また市長会のほうは確認させてください。

尾崎委員長 ほかにありませんか。

古沢委員 もう一つ確認ですが、予算書で言うと164ページの下段のほうになるんですが、財政調整基金繰入金、これ、6年度末で基金残高はどれぐらいになる見込みでしょうか。

小川医療保健課長 6年度末で3億3,300万円なんですけど、6年度の最終的な決算が出ていませんので、予算で言えば、前年度の当初で4,200万円、それに加えて行っていますので、3,000万円から5,000万円ほど減ることになるんですが、まだ6年度は確定していませんので、そこは分からないところです。

古沢委員 私の記憶だけで言って申し訳ないんですけど、一頃、基金残高というのは、極めて少なくなっていた時期があったように記憶をしているんですけど、3,000万円とか4,000万円とかぐらいだった年があったような気がしているんですが、会計制度も一部変わって、県が絡むことになってということもあるのかどうなのか分かりませんが、基金残高というのはどれぐらい、適切という言い方はそれこそ適切じゃないかもしれませんが、妥当だと見ておられますか。

石川健康福祉部長 国保につきましては、基金をためるということではなくて、その都度、そのときの方で負担するという認識でありますので、基金に積むという意識がもともとないんですね。

ただ、やっぱりその年度によって、景気、不景気とかで増減があるというところで、若干の積立てとかというようなところで、議員がおっしゃるように、この基金の残高が少なかった当時というのは、結局、これだけでできそうだから税率を上げるとか、そういうことを毎年調整して行っていた時期だったと思いますが、ご承知のとおり、県下統一というところに向けて、完全な統一になると、もしかしたら滑川市は負担が今よりも大きくなるかもしれないという危惧があるものですから、今現在はこの基金、少しあるものを、今はなるべく取崩しがないような形で、もう少し統一まで様子を見たいなというような状況にあります。

古沢委員 今日のテーマではないのでこれ以上言いませんけど、今お話のあった県下統一の医療制度ということについては、私は、おっしゃったように、とても心配をしていますので、しかるべき時期に、そういう話をする時期が来るんだろうと思いますけど、私も情報収集と研究しておきたいと思っていますから、そのときに改めて議論させていただきたいと思います。

尾崎委員長 ほかにありませんか。

青山委員 そうしましたら、昨日川口さんに説明を受けた健診等の事務費は、この予算書で言うところの187ページの印刷製本費だとかの79万2,000円に含まれているという考え方なんですかね。

どこについているんですか。その86万2,000円のほうですか。162ページか。

小川医療保健課長 今、国保の予算でいきますと、特定健診になりますので……。172ページの中段といいますか、第4款、保健事業費、第1項、特定健康診査等事業費、第1目、特定健康診査等事業費の中の支出ということになります。

青山委員 8万8,000円ということですか。違うんですか。

僕、間違っていますか。消耗品費の18万8,000円も。

石川健康福祉部長 すみません、封筒について、昨年までは各市町村独自で印刷を行っていたんですが、今年度から変わりました、統一して、県下で一斉に封筒とか用意をして、それに封入をしてというような形になるものですから、金額的には、その他、役務費の中に封入手数料という形で入り込んでいまして、印刷代という形では出てこないようになってしまっています。

青山委員 県下一斉に発注ということは、デザインとかの独自性は難しくなっているという感じになってくるんですか。

小川医療保健課長 印刷等まとめて委託といいますか、お願いするんですが、デザインは当然滑川市の、別途でしていきますので、今年度分は今まさに検討中のところでございます。

青山委員 了解しました。そしたら、この予算書には金額は出てきていないちゅうことですね。

小川医療保健課長 役務費の中に含まれています。

青山委員 そしたら、その役務費の中にはほかに何が入っているんですか。具体的に。

小川医療保健課長 印刷費もですし封入の手数料等もそうですが、ちょっと細かいんですが、決済を行う手数料ですとか、当然、郵便料等も含まれています。

青山委員 はい。確認なので大丈夫です。

尾崎委員長 ほかにありませんか。

水野市長 先ほどの古沢委員の質問の国保の件なんですけど、今、全国市長会のホームページを見ると、令和6年11月14日の重点提言の中に、ホームページの中に入っていて、国民健康保険制度等の改善強化に関する重点提言というものがあまして、その中の国民健康保険財政等についての（５）で、「こどもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度については、国において必要な財源を確保したうえで、対象年齢や軽減割合を拡大する等、制度を拡充すること」という形で、11月14日の理事・評議員合同会議で決定して、そういう提言書を出しています。ちなみに私も今年は評議員になっていますので、この会合には出ていました。

尾崎委員長 いいですか。

古沢委員 今答えていただいたとおりだと思うんですけど、今、軽減されているのは、子どもの分で言うと未就学までだったと思うんですよね。

子どもに課税するというのは本当から言ったら筋が違うと、ずっと私は思っていて、実際にそういうことも言ってきているので、本来から言ったら、未就学だけじゃなくともっと範囲を拡大すべきなんですよ。子どもに税金をかけるのなら。今、消費税もあれだけど、直接税で、うちの場合は税だからね、子どもに課税するというのは本当から言うと筋が違うと思うんだけど、制度上そうなってしまうている。だから、子どもの、少なくとも均等割課税というのはなくすべきだと。今の制度をそのままするのだとすれば、本来国が負担すべき話だと思っているので、これはさっきも言ったとおりで、市長会を含めた地方団体で、国に対して、これは今日、明日どうなるという話じゃないですけど、

強力に進めていっていただきたいということは、重ねて申し上げます。

尾崎委員長 ほかにありませんか。

大浦委員 予算上がってるか分からないんですけど、この特定健診とかの受診期間が決められているじゃないですかね。今だったら、6月1日から12月末まで。これってどういったもので決められているんですかね。この期間というのは。

石川健康福祉部長 それは自治体の判断なんですけれども、年度が始まって対象者を抽出して、先ほどの受診券とかを印刷するとか、そういうあたりのタイミングを見て6月スタートというところで、締めを3月末ではなくて12月末にしているというのは、お金の精算の話もありますけど、その後、保健指導とか、異常が見られた方に受診を勧めたりとか、そういったところも含めて、3月末ではなくて、少し早いところで区切らせていただいております。

大浦委員 再検査じゃないけど、医師が必要とした場合、何か追加で受けるものって、心電図とか眼底検査とかあるんですけど、そういった場合は12月を超えても大丈夫なんですか。

石川健康福祉部長 それは、希望される方が特定健診を受けられるときに、それも一緒に受けるという形です。後からではないです。

大浦委員 滑川市のホームページをちょっと見ているんですけど、医師が必要と判断した場合にと書いてあったんで、そしたら、その特定健診の後にあると見て取れてしまったので。

尾崎委員長 いいですか。

小川医療保健課長 すみません。ちょっとその記載も含めて今確認します。

ただ、先ほど部長が言われたとおり、先ほど言われた検診については、特定健診と一緒に受けていただくものというふうに考えております。

大浦委員 記載も含めお願いします。

尾崎委員長 ほかにありませんか。

では、次に進みます。

議案第4号 令和7年度滑川市後期高齢者医療事業特別会計予算の審査に入ります。

当局から追加して説明があればお願いいたします。

(特になし)

尾崎委員長 それでは、これより質疑に入ります。

滑川市後期高齢者医療事業特別会計予算について、質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、挙手の上、発言願います。

(質疑する者なし)

尾崎委員長 ないようですので、次に進みます。

議案第5号 令和7年度滑川市介護保険事業特別会計予算の審査に入ります。

当局から追加して説明があればお願いいたします。

(特になし)

尾崎委員長 それでは、これより質疑に入ります。

滑川市介護保険事業特別会計予算について、質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、挙手の上、発言願います。

古沢委員 直接この予算書に出てきてはいないのかもしれないんですが、とりわけ訪問介護、去年訪問介護の介護報酬が引き下げられたということもあって、今年度の見通しという点でちょっと確認したいんですが、市内の訪問介護事業者で、事業経営が困難になっているというようなお話は伝わってはいないのでしょうか。

小川医療保健課長 滑川市内で具体的にこちらのほうに、事業が困難でありますよというような、訴えていますとかそういうのは、私は直接伺ってはございませんが、ただ、ヘルパーさんが少ないとかということもあって、事業の縮小といいますか、ちょっと規模が小さくなるようなところはあったかと記憶しております。

古沢委員 どこに数字が出て反映できるかちょっとよく分かりませんが、よく言われる、介護保険の制度はつくったけど、実際、訪問介護事業者らのヘルパーさんの確保が難しいなとか、希望しても利用できないという事態になりかねないので、それはよくお話を聞いてあげてほしいと思うんですね。直接ではありませんけれども。

介護保険制度が始まったときには、それまでの介護というのは、家族が見るのが当たり前、とりわけ妻であったり娘であったり、あるいは息子の妻、いわゆる嫁が見るのが当たり前みたいな、そういう家族介護の在り方から、社会で介護を見るんだという理念だったと思うんだけど、今進んでいるのはそれに逆行しているんじゃないかという感じを強く持っているんで、その端緒が今の訪問介護の実態ではないかなと大変心配しているので、くれぐれもお願いをしたいと思います。

以上です。

石川健康福祉部長 議員がおっしゃられたとおり、我々のほうでも訪問介護についてはす

ごく危惧しているところであります。

その一助となるようにということで、今後、身体介護を必要としない、掃除、洗濯のような、そういうもののお手伝いをするというところで、毎年シルバー人材センターのほうと連携をして研修を行い、その研修を受講された方については、身体介護ではない部分のヘルパーに入れるということを毎年やっております。

それが通常のヘルパーさんの人手不足の若干でも手助けになればなということで、ずっと継続して行っております。

尾崎委員長 ほかにありませんか。

高川副委員長 すみません、ちょっと聞き逃したかもしれないので確認するんですけど、幾つかの事業が一般会計に移っていると思うんですけど、それによって介護保険の特別会計への影響とかは何かありますか。

石川健康福祉部長 介護保険の中で、130ページの地域支援事業というところから、おっしゃられるとおり、一般会計のほうへ移りました。人件費を含め3,000万円ほど一般会計へここで動いております。トータル金額1億2,700万円、前年度1億5,200万円、ここで差が出ていると思うんですけど、これは一般会計へ動かしただけということになります。

それから、その次の131ページに、昨年であればこの後にもう一つ、介護予防サービス事業勘定というものが1,400万円、去年まではあったかと思うんですが、それも一般会計のほうへ移っております。1,400万円余りです。

一般会計のほうに移しますと、未定稿で言うと49ページの右下の地域支援事業事務費というところからその横の50ページの4つ、それから、次の51ページの上2つ、生活支援体制整備事業費と介護予防サービス計画費、最後のこれが昨年で言うところのサービス事業勘定分の事業費になります。この7事業が一般会計のほうへ移ってきたものになります。

尾崎委員長 いいですか。

高川副委員長 特会への影響って何か特にありますか。

石川健康福祉部長 特別会計への影響はないんですけども、予算的には、介護保険事業といいますのは、国、県であつたりとか、予算の概略版でこの円グラフを見られたという記憶もうっすらあるかなと思うんですけど、その事業によって、第1号保険料、介護を受けておられる方の保険料と国、県負担と市の負担と、それから、2号保険料というのは現役世代が負担するものですね。

こういったところが負担をしているお金というのもあるんですけど、一般会計に移ったときに、国費とか県費というのは、一般会計でそのままその分を受けています。今までは介護保険特会で受けていた国、県の分というのを、そのまま数字を介護保険では受けないで、一般会計でダイレクトに国、県分は受けています。

ただし、1号保険料とか支払基金からというのは2号保険料なんですけど、支払基金からのお金というのはなかなか最初に分けて入れるというのは難しいものですから、一旦それは介護保険特別会計のほうで全額を受けて、そこから一般財源で繰り出すという形を取っております。

ですので、今年度から歳入で繰入金というもので、予算書の42ページを見ていただきたいんですけども、予算書の42ページに、これまでなかった第18款、繰入金に特別会計繰入金という項目が出てきております。

これが今言った第1号の7つの事業に当たる分の保険料であったり、2号に当たる支払基金からの交付金であったりというものが676万、一旦介護特会で受けたものをこっちへ繰り出す形で入れております。

古沢委員 今、説明を聞いていて余計に頭がこんがらがってくるんだけど、何でそんな面倒くさいことになっているんですか。これは国の制度としてそうなったんですか。

石川健康福祉部長 国の制度ではなくて、かなり昔、私、尾崎委員長さんから、重層的支援事業をやらないのかというお声がけをいただいたことがございました。

そのときには制度どうのとかではなくて、実際、現実に職員それぞれの担当事業をやっているから、その補助事業を受ける必要はないという話を当時尾崎議員さんに返していたんですけども、それからどんどん複合化する問題というのが増えてきている中で、職員のほうから重層的支援事業という形でやりたいと。

ただ、それをやるときに、国はすごい縦割りですから、予算を重層的支援事業という形でやるとするならば、一般会計でその補助金とかを受けなさいという、介護特会とかそういう縛りじゃなくて、あくまで重層的支援事業だよというので受けなさいということで、そのためにこういう予算の付け替えとかをしなければいけない。しなければいけないってちょっと変なんですけど、付け替えとかそういう手間があってもやりたいという職員からの意向があって。

私どもの中でも、ちょっと話が変わりますが、子育ての相談というのを、子育て応援課であったり、子育て支援センターであったり、児童館であったり、子ども図書館だ

ったり、いろんなところで相談を受けています。

どこでも受けていますと言っても、やっぱり今、こども家庭センターを立ち上げましたと看板を掲げたことによって、相談件数がすごい増えたと、市長はよく言っていますが、そういうことが現実には起きているということを考えると、重層的をやるとなったときに、特に子育てみたいになんて単純と言ったらちょっと言葉が悪いですけど、そうじゃなくて、言うに言われぬ、相談しにくいような、複合的なものを抱えているような人々を、どうやって私たちも見ていけばいいのかなといったときに、看板を掲げるということも大事なんじゃないかなという思いが、我々の中でもその説明を受けている中で起きたものですから、尾崎議員に言われたときは、特段そういう取扱いはありませんと言いましたけれども、今は看板を上げるということも大事だなということで、このように新年度からさせていただくことにいたしました。

古沢委員 実際の家庭なり現場なり、人と人との関わり合い、介護なら介護、介護予防なら介護予防の中でも、家庭内の事情なんかもいろいろあるから、簡単に線引きできないと。

役所の仕事みたいに、変な言い方ですけど、すば一んと、この仕事はここの担当です、これはこっちですと割り切れないといいますか、重なる部分が出てくると。

それはよく分かるんだけど、今年初めてやられる手法ということながね。これは。

この後、どういうふうになるのか分からないけど、その経緯経過を見た上でこれは、本当から言ったら滑川市だけの問題じゃなくて、全国的な、それぞれ直接関わっている人々からすれば共通の課題だろうと思うんですね。

だから、介護保険制度が始まったとき、さっき言ったけど、そういう考え方だったけど、家庭の中でのいろんな相談事も含めてやるとすれば、境目がなかなか難しくなってきたということでしょうね。

ちょっと確認になるけど。

石川健康福祉部長 境目というか、いろんな問題を抱えているご家庭があるという中で、やっぱりどうしても縦割りの部分、我々自治体の中でも何々課、何々課といった、担当というところはすみ分けがどうしてもあるものですから、だけど、そこで連携して、この家庭にはこういう問題も、こういう問題も、こういう問題もあるよねと言ったときに、より強固に連携してやっていかなきゃいけないというところで、その連携のしやすさということを考えて、重層というもので、スムーズに連携をして問題解決に臨みまし

ようというような意味合いも含んでおります。

古沢委員 これからも注目していきます。

尾崎委員長 ほかにありませんか。

小川医療保健課長 先ほどの大浦委員から質問の件で、ホームページのほうに、心電図検査とか眼底検査、貧血検査、クレアチニンが詳細項目で、「医師が必要と判断した場合に選択的に受けるもの」というような記載についてでございますが、原則といいますか、基準的には、この4項目につきましては基本的項目で、例えば、血圧が高いとかという基準を超えると、医師が判断してこれも受けなさいよという項目となっておりますが、滑川市の場合は、その下のほうにもあるんですが、貧血検査とクレアチニン、腎機能の検査、これは併せて無料で受けられることにしております。

あと、一緒に受けるんですが、希望される方は、心電図や眼底検査も、500円の負担はあるんですが、受けられますということになります。

尾崎委員長 ほかにありませんか。

それでは、健康福祉部は産業民生部と交代願います。

(当局交代)

尾崎委員長 それでは、議案第6号 令和7年度滑川市工業団地造成事業特別会計予算の審査に入ります。

なお、付託されました予算案については全体委員会で説明を受けております。よって、当委員会での説明はしないことといたしますが、当局から追加して説明があればお願いいたします。

(特になし)

尾崎委員長 それでは、これより質疑に入ります。

滑川市工業団地造成事業特別会計予算について、質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、挙手の上、発言願います。

青山委員 毎年毎年この30万、去年は31万ということで、備忘的なもので勘定科目をつけられている中で、説明書きに調査、研究という言葉が毎年書いていらっちゃって、その調査、研究の中で予算づけというのを今後されていかないのか。全く同じままずっとこの価格をつけ続けるのか。お聞かせください。

櫻井商工企画課長 今現在、安田工業団地のように、第何期工事とかのように、座布団を敷いて待っているようなことをやっているところは全くない状況でございますが、今後、

やはり滑川市はものづくりも頑張っているまちということで、ものづくりのまち、我々も進めていかなきゃいけないという方向性ではありますので、工業団地造成というところでも、この特別会計の予算枠をこのまま確保しておいて、いつでも対応できるような体制には今後もおきたいなと考えております。

水野市長 今、工業団地というのも昔みたいに、座布団を敷いて工業団地造成してそれを売り出すということは、なかなか法律等も変わって、できないような状況になってきて、それこそまたスピーディーに、そういう話があればすぐ造成してみたいな形にできるような財布は持っておきたいなという意味で、この造成事業はずっと残しています。

ただ、私も車に乗ってどこでも行っていますけれども、工業団地の適地というのは、この滑川市、狭い中で、なかなか、ここいいなと思って帰ってきて陸砂利の図面を見ると、陸砂利が取ってあるようなところが点在していて、工業用団地の適地には成り得ないなというところが多数見えますし、あとは、もうちょっと海側、少し山側から海側へ下りたところでも、例の8年縛りみたいな話もあって、それぞれ農地法で、あれ結構きつい法律ですよ。あれによって何かがんじがらめになっているところ、そこにも途中で、陸砂利が取ってあるところがあったり、そういったところがあって、本当に面的に工業団地の適地というのは、私の頭の中では、地図等も見ながら考えてはいるんですけど、なかなかないのが現状であります。本当にどこか引っ張ってというか、来てほしいですし、そういった話も実際私が入ってからありました。ありましたけれども、やっぱりそこも1回地元協議にも入ったんですけど、今度は地元のある方が反対されて頓挫したというのもありますし、なかなかこれは地域住民の方と企業の思い、そこに市が音頭を取ってという、なかなかそこがそろわないのが今の現状でありまして、実際やりたいですよ。

工業団地はまだ増やしたいですけども増やせない。そんな状況であることも、情報共有をした中で、もし適地があるようならまたお声がけいただければ、そこが陸砂利を取っていないところだとか、農地の関係もありますし、そういったところで、造成はしたいという気持ちはありますので。

青山委員 市長も課長もありがとうございます。

お聞きした中で、私、住宅の農転に関しては結構いろんなところで調べているので理解しているんですけども、何か工業団地で、例えば、ちょっと名前はあれなんですけども、K山工業さんの社長さんに聞いたりとかすると、インターから何メートルという

ところがあって外れたんだよという話を聞きまして、それって具体的にどういう要件があったら工業団地化できたのかというのは分かりますか。

というか、農転がかかったということですよ。あそこの場所に向けられたわけですよ、無事に。あそこももともと本当は一種農地扱いの並びだったと思っていたんですけども、何か分かりますか。

どういう要件が重なって外れたのかというのが明確になれば、県に工業団地の話、要は、団地の中で工場を作りたいという話になったときに、市側も動きやすいですし、我々側というか、農家さん側も話したりしていく中でどこまで話せるのかということも明確になると思うので、やっぱり、全く不可能だったらあそこは外れなかったと思うので、何かあるはずだと思うんですけど、分かりますかね。

水野市長 今、K山工業とおっしゃられるその経緯は今、私ももう一回調べさせていただいて、またこれもちょっと……

高川副委員長 インターの入り口から300メートルだったと思います。

水野市長 インター入り口から300メートル……

高川副委員長 300メートル以内だったら第三種農地になるのだったと思うんです。

水野市長 ちょっとそこら辺の経緯も調べさせてください。

青山委員 300メートルだと結構本当に厳しいかなとは思うんですけど、ただ、そうは言っても、300メートルであれば、所有者さんの気持ち云々かんぬんは無視にして、ただ滑川市に工業団地を持ってくるという観点であれば、例えば、それこそ今の、何て言うのかな、インター下りてすぐホテル側ちゅうか、あっち側の並び300メートル以内だと思っていますし、逆に、センシティブかな、そこもありますけど、そういった適地もちょっとは増えるんじゃないかなと思って今お聞きしたので、ぜひ調べていただいて、そこを明確化していただいて、農林課にもちょっとお話しいたいて、じゃ、実際どこまでの範疇でできるか、300メートル円を描いてもらったらどこまでなのかというところもあると思いますし、ちょっと調べていただければと思います。せっかく予算立てしているので。

水野市長 ありがとうございます。

尾崎委員長 ほかにありませんか。

それでは、産業民生部は建設部と交代願います。

(当局交代)

尾崎委員長 それでは、議案第7号 令和7年度滑川市水道事業会計予算の審査に入ります。

なお、付託されました予算案については全体委員会で説明を受けております。よって、当委員会での説明はしないことといたしますが、当局から追加して説明があればお願いいたします。

(特になし)

尾崎委員長 それでは、これより質疑に入ります。

滑川市水道事業会計予算について、質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、挙手の上、発言願います。

原委員 ちょっと1点いい？ 未定稿132ページの水道事業会計の事業の内容で、老朽管等更新事業って、ちょっと気になるのは栃山・宮窪間。これはどれぐらいの距離で、どれぐらい前に施行されたものながか。

荒俣上下水道課長 お待たせしました。栃山・宮窪間で、宮窪・大島線のインター線との間の交差点のところから、富山側の歩道に水道管が入っておりまして、インター線の交差点で、宮窪・大島線との交差点なんですけど、その富山側の歩道から山手に向かって七口のほうまで。あと、県道なんですけれど、歩道の富山側に入っておりまして、その箇所を近年、ちょっと漏水が頻発しましたので、老朽しているということで、更新予定にしております。延長につきましては、900メートルでございます。施行年度につきましては、昭和53年に施行されたもので、現在耐えております。

原委員 そしたら、今この事業の中で、全体1.6キロあるけども、大体その昭和50年代前半に施行された箇所について更新ということに計画になっているわけや。そんなことはない？

荒俣上下水道課長 大体昭和50年代なんですけど、下小泉のところは水道供用開始初期に設置したもので、昭和31年ですね。

尾崎委員長 ほかにありませんか。

大浦委員 水道使用料、財源あるんですけど、使用料はずっと安定したものなんですかね。毎年度の増減はどうなるんですかね。

荒俣上下水道課長 令和2年から4年ぐらいまでは、コロナ禍で外出していなくて家の中で水道を使われるという時期がちょっと増えてたりもしたんですが、やっぱりまた、去年と今年度を比べてみますと、若干下がっております。これも人口減少に伴う水需要の減

少だと思っております。

大浦委員 造成工事とかすごく滑川市はしていて、世帯数は年々増加の一途なんですよ。

人口動態もそんなに減っていないと考えると、水道使用料って若干でも上昇傾向にあるのかなと思ったんだけど、結局家族だからそんな使用しないのかなというのもあるんですけど、大体3億8,000万円程度の使用料でコロナを除けば推移しているという認識でいいんですかね。

荒俣上下水道課長 そのとおりでございます。

尾崎委員長 ほかにありませんか。

水野市長 水道事業に関しては滑川市はずっと黒字であります。それは県内どこにいても、県内1だったかな、県内1安い水道料ではあるんですけど、それでも今まだ黒字で、喫緊値上げという話は、そろそろそういう話もしていかなきゃいけないんですけども、そんな緊急を要するようなことはないので、そこはまた必要なところとも意見交換をしながら、やがて、水道ビジョンというのも掲げていますので、そういう予定もあって、その辺の料金改定等も近い将来そういった議論も議会と。

尾崎委員長 ほかにありませんか。

それでは次に進みます。

議案第8号 令和7年度滑川市下水道事業会計予算の審査に入ります。当局から追加して説明があればお願いします。

(特になし)

尾崎委員長 それでは、これより質疑に入ります。

滑川市下水道事業会計予算について、質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、挙手の上、発言願います。

青山委員 ちょっとお聞かせいただきたいのが、例えば、道路内にある本管の工事だとか、直されたときに、道路の復旧を下水道担当で直される場合の予算はどこに書いてあるんですかね。

荒俣上下水道課長 予算書の273ページの上段のほうの4行目に修繕費とありますが、公共ます等の修繕の中に修繕費を持っておりまして、その中で修繕を行っております。

青山委員 ということは、これで言うと95万円。年間、下水道会計で持っている修繕……そんなことないですよ。

水野市長 今言われるのは本管を布設した後の舗装の仮復旧、本復旧の話ですよ。

荒俣上下水道課長 予算書には、4条、資本的支出の部分であるので細かく載せてはいないんですけど、そこの中の管渠建設改良費という中の工事費の中の舗装復旧という面で、前年度に実施した下水道の、県道とか幹線なりの仮復旧を再度本復旧するというのもそうなんですけど、その分の費用は見ております。

青山委員 すみません、私、仕組みが分かっていないんですけど、いわゆる土木屋さんが直しているような感じの仮復旧、本復旧の場合と、たまに市の直営さんで、ダダダダダって、あれは上下水道課じゃないんですか。

荒俣上下水道課長 市の直営は、原則建設課の対応で行っております。

青山委員 なるほど。

なぜこんなことを聞いているかというと、下水もそうですし、水道もそうなのかな、途中でたまに割れたりとかするときに、そのパッチワーク、多分今だと、すみません、土木なのかな結局、結局建設課の部分になっちゃうのかも分からないんですけど、市の直営でやったやつの剥がれる率がすごい高いような気がしてしまして、もうちょっと精度を高めていただきたいなとか、ちょっと前に直されたなと思って、ああよかったよかったと思ったら、1週間ぐらいでまた何か穴ぼこができて始めて、何かもうちょっと、技術的な問題なのか何なのか分からないんですけど、高めてもらわないと、あれ無駄、無駄と言ったら失礼なんだけど、何かならないんですかね。

岩城建設部長 建設課で対応するのは、緊急復旧ということで、要するに通常の温度で締固めとかできる合材を使って、緊急時に即出向いて復旧しているような形なんですけど、通常、舗装業者さんとかがやるのは、加熱合材、要するにプラントとかで加熱したものを持ってきて補設するのが本復旧といいますか、通常の補修になるんですけど、あくまでやっぱり緊急ということで、常温の合材で直すものですから、若干、どういいですか、剥がれるのは早くなると。

一応建設課のほうでは、ある程度そういう場所がまとまった時点で、改めて工事発注等もしておりますので、そこら辺はちょっと大きさとか、そういったものを見ながら対応しているような状況です。

青山委員 予算内の中でやれる範疇なのではないかと思うんですけども、本来土木屋さんがやるときはその加熱したやつの先に、びしゃびしゃの、何ですかあれ、何なのかはよく分からないんですけど、溶けた状態のものを先にちょっとふり……。

水野市長 乳剤。

青山委員 ええ。まいて、その後にやられるじゃないですか。

水野市長 接着剤で。

青山委員 ええ。その上からこうやって押し固めるというようなことをされて圧着がすごい感じだと思うんですけど、市のやつってあれ、要はそれはやっていなくて、そのままダダダダって固めているやつなので、あれって市の人はできないんですか。

岩城建設部長 緊急用の合剤には乳剤を、液状のやつは乳剤と言っているんですけど、乳剤を塗布してその上に緊急性の合材を敷いて転圧しても、結局とれるのは一緒なので、緊急時にはそういう乳剤みたいなものは使用していません。

青山委員 無理なのがよく分かったんですけど、ということは、じゃ、やっぱり剥がれる前提でやられているのであれば、その後のケアを今度剥がれる前に早めにやっていただければということだと思うので、その辺要望させていただきます。

尾崎委員長 ほかにありませんか。

大浦委員 279ページの建設改良費かな、約2,400万円、一番上についているんだけど、これ、計画策定料と水道管の移設設計等と書いてあるんですけど、未定稿を見たら補助事業で2,000万円とあるんですけど、その計画策定の内訳をちょっと教えてもらいたいです。

荒俣上下水道課長 これは、下水道の全体事業計画の変更を来年予定しておりまして、その変更の中に、将来的に東加積の農業集落排水事業があるんですが、そこはそこで処理場を持っています。

コストに関わることなので、施設を廃止して、公共のほうに接続して、浄化センターに持ってこれないかというような検討も含めました事業計画の変更、あと、近年、早月川整備地区を下水道エリアだったのを浄化槽にエリアを変えていますので、そういった面積も修正する、全体計画の変更という内容でございます。

大浦委員 その全体計画の策定で幾ら、水道管の移設設計で幾らという話を持っておるんですか。コンサル代なんですか。

水野市長 未定稿133ページの一番上の補助事業2,000万円が東加積地区公共下水道への統合整備計画策定費になるので、2,404万9,000円から2,000万円引いた404万9,000円が、恐らくこの支障の水道管の移設設計であったり、そういった費用となっています。

大浦委員 未定稿にこう書いてあったのでそうなのかなという、ちょっと確認したかったので。

ただ、未定稿の中で、結局この東加積とかって出てくると、今、計画の理由は聞いたので、立地適正化の業務を令和7年度で進めていく中で、今言われた東加積というキーワードが計画に出てくると、何か整合性を図っていかなきゃいけないのかなと思ったりしたので、ちょっと聞いたんです。

水野市長 立地適正化計画は、あくまで今の用途地域内の居住誘導、都市誘導の区域を設定する話であって、今のこの東加積の公共下水道の話は全く関係ないので、これは全体的に、昔は農業集落排水事業で一気に下水道をやっていく時代があったので、その時代に造った処理場というのが点在していて、それを公共の終末の処理場と一緒にできないかと。やっぱりこれはもう国の流れでそうなっていますので、そういうときに、下水道の処理人口、滑川市全体を考えたときに、そこの主の処理場、人口の分ものめるかどうか、その辺を含めた形の今統合の整備計画を立てていくのが、今ほどの2,000万円だという理解をしていただければいいかなと思います。

大浦委員 分かったんですけど、これ、都市計画審議会で立地適正化計画のほうはマスタープランのときに自分を出ていて、片や未整備地区の下水道を進めていきますというマスタープランがあって、その後、立地適正化計画の報告を受けているときに、いや、線引きしますよという話。だからもう、結局線引きしますよって、なるべく集中したコンパクトな活動をしますよという。じゃ、その前の話は何なんだという話をちょっとそのときにしていたので、だから、本当に具体的なものにはならないんじゃないかなという思いがあったので聞きました。

尾崎委員長 ほかにありませんか。

中川委員 ちょっと細かいことなのですが、浄化センターがあるわけですが、浄化センターで、浄化した後の工水はちゃんと毎月というか、毎日というか、点検はされとるがですか。分析ちゅうか。

荒俣上下水道課長 毎月検査しております。当然。

毎月、検査のほかに漁協さんと立会いというか、漁協さんに提出するものを含めて、別に2回やっております。

中川委員 そして、浄化センターで使った、作られる汚泥はどうする？

荒俣上下水道課長 汚泥はリサイクルとして、建設のセメントとか骨材にする会社に持って行ったり、肥料にする会社に持って行ったりして、現在3か所の民間さんに持って行っております。

中川委員 分かりました。どうしておられるかなと心配しとった。

尾崎委員長 ほかにありませんか。

(質疑する者なし)

尾崎委員長 それでは、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開は11時15分からといたします。

午前11時07分休憩

午前11時15分再開

尾崎委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、討論に入ります。

討論をご希望される方はお申出願います。

(討論する者なし)

尾崎委員長 お申出がないので、討論を終結いたします。

それでは、これより挙手により採決を行います。

議案第2号から議案第8号の7議案を一括して採決を行います。

議案第2号 令和7年度滑川市一般会計予算

議案第3号 令和7年度滑川市国民健康保険事業特別会計予算

議案第4号 令和7年度滑川市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第5号 令和7年度滑川市介護保険事業特別会計予算

議案第6号 令和7年度滑川市工業団地造成事業特別会計予算

議案第7号 令和7年度滑川市水道事業会計予算

議案第8号 令和7年度滑川市下水道事業会計予算

議案第2号から議案第8号までの7議案に賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

尾崎委員長 賛成全員。下ろしてください。

よって、議案第2号から議案第8号までの7議案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

午前11時16分議決

尾崎委員長 これをもって予算特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時16分閉会